

徳川家康由緒・伝承と地域 大住郡・平塚市域を事例に

早田旅人*

はじめに

平塚市域には徳川家康にまつわる由緒・伝承が多く伝えられている。これらには近世文書に記されているもののほか、口承のみが伝わり近代に文字化されたもの、史実とは見なせないもの、荒唐無稽と思われるものであるが、これらがなぜ伝えられ、この地域に多いのか。また、伝えられることにはいかなる意味や特徴があるのだろうか。

歴史学の分野でこれらを考える手がかりとなる研究として、まずは由緒論があげられよう。由緒とは家・村・諸集団がもつ地位や特権、他者に対する優位性の由来を、権力者との関係などから歴史的に説明する言説であり、その地位・特権・優位性を維持・主張する機能をもつ。特に一九世紀以降は「由緒の時代」とされ、社会秩序の動揺を背景に、さまざまな家・村・諸集団により由緒が語られるようになったとされる。また、由緒は元来、特定の家の特権の源泉たる「家の由緒」である場合が多かったが、次第に「村の由緒」へと読み替えられ、村の権益維持の手段となっていた。さらに、かかる由緒の共有化は、人々の村や地域への帰属意識を強め、その秩序維持に寄与したり、人々の由緒に関する歴史学習を促して地域文化の高揚にもつながったと考えられている^①。本稿の関心からみれば、地域で家康由緒・伝承が語られることの意味を諸役免除などの効用から理解する視角を提供してくれるといえる。また、由緒が「村の由緒」となり、地域文化の高揚へとつながるとの指摘は、次にみる地誌研究とともに家康由緒・伝承が地域で語られる背景として念頭に置くべきであろう。

一九世紀の民間地誌について白井哲哉は、幕藩領主の地誌編纂の影響を受けた在方知識人により編纂がはじめられ、地域社会の構造変化を背景に、地域社会の外部の知識を導入して地域の歴史認識を变容させていったと指摘する。また、『新編武蔵風土記稿』編纂過程を分析し、その記述・構成は、徳

川家康が將軍となって関東に平和が訪れ、その後も徳川氏一門が繁栄をもたらしたという「徳川の平和」言説が底流になっていると指摘し、幕府の地誌編纂が持つ民衆に対する「心意統治」機能を評価した^②。白井の研究は地域で語られる家康由緒・伝承、家康像の意味を幕府の地誌編纂事業との関連から考えるうえで示唆に富む。一方、岩橋清美は民間地誌に身分制社会に規定された、地域社会における幕府とは相対的に自律した歴史意識の形成を指摘する^③。家康像についても、地誌編纂事業などの底流をなす幕府側の像と、それを受容したかのようにみえる民衆・地域側の像との微妙なズレに留意し、その意味を考える必要がある^④。

さらに、家康由緒・伝承と密接に関わる民衆の東照宮信仰について中野光浩は次のように指摘する。①個人の家で東照宮を奉祀する者の多くは、幕府権力から特権を与えられるなど地域社会で一定の政治力をもった存在であり、東照宮奉祀により「旧家」と認知される。②地域で東照宮を奉祀する場合の多くは家康から与えられた特権が該当地域社会に還元される場合が多く、特権にともなう由緒を目に見える形で示すことになる。③信仰の内容は「家内繁盛」など多様であるが、近世後期以降、「太平御国恩」を家康に感謝することが東照宮信仰の重要な側面となっていく。④幕府が政策として東照宮を民衆に勧請させようとしたことはないが、在村知識人や代官など幕府と東照宮信仰を受容した民衆との間に媒介項が存在した。平塚市域にも複数の東照宮が家康由緒・伝承をともなうて祀られている。中野の指摘は、これらが奉祀される意味を通して家康由緒・伝承の意味を考える手がかりとなる。

なお、羽賀祥二は一八世紀中葉から二〇世紀初頭までの長期間を視野に入れ、一九世紀の文化的潮流としての記念碑建立・「聖蹟」発掘を指摘し

*平塚市博物館

ている⁶⁾。そして、そこに歴史は歴史的功労者により形成され、その事績のなかに道徳的規範を見出し、その歴史を共有することで倫理的な共同体が生み出され、地域に求心的な作用をもたらすという一九世紀の文化イデオロギーの特徴を指摘した。羽賀の研究は記念碑などにシンボル化される史跡や郷土研究の政治性をナショナルリズムの生成との関連から考察したものであるが、さしあたり本稿の関心に即して示唆を得ることは家康由緒・伝承として語られることの背景に潜む規範性や地域統合の政治性であろう。

以上の諸研究を手がかりに本稿では冒頭の問題について考えていきたい⁷⁾。まず、天保期における相模国の家康由緒・伝承の概観・紹介を通して、大住郡・平塚市域の家康由緒・伝承の特徴を検討する。次に平塚市域で語られる家康由緒・伝承について、近世文書が残り、語ることの効用がみやすいものについて、その意味を考察する。最後に近世文書が残されず、語ることにみやすい形で効用がみられないものも含めて、家康伝承が語られることの意味と、語られる家康像について考察したい。

一 家康由緒地域としての相模国

1 『相中留恩記略』にみる家康由緒・伝承

平塚市域における徳川家康由緒・伝承を考察する前提として、相模国における家康に関する由緒・伝承を概観しておきたい。相模国には家康由緒・伝承が多いが、それらにはいかなる特徴があるのか。

相模国における家康の事跡や由緒・伝承を知る史料として、天保一〇年（二八三九）に成立した『相中留恩記略』（以下、『留恩記』と略）がある。相模国鎌倉郡渡内村（藤沢市）名主福原高峰により編纂され、家康の恩を留める目的で家康に関わる土地や事物を紹介した地誌である。天保期、福原高峰の問題意識にもとづいて見出されたものであること、そのため同書に収録されていないものもあり、地域における認識とズレがある可能性があることなどに留意する必要があるが、相模国における家康の事跡・由緒・伝承について最も網羅的に把握した史料といえる⁸⁾。

そこで、『留恩記』から相模国における家康の事跡・由緒・伝承の特徴を

概観したい。表1は、『留恩記』に記載された二八五の記事（鎌倉郡の小項目を含む）について、郡ごと内容別に分類し、その記事数を記したものである。分類の各項目は本稿の関心に沿って便宜的に設定した、家康との関係性や由緒の発生時・場所などのキーワードである。なお、「御朱印・判物」の項目は、家康が寺社領を寄進した朱印状・判物の紹介記事のうち、家康との関係が記述されていないものである。また、「その他」は家康本人でなく親族や家臣などに関わる事跡や、家康との関係が記述されていない記事である。数としては「御朱印・判物」項目の記事が圧倒的に多い。しかし、家康との個別的な関係が不明であるため「その他」とともに、この項目から家康の事跡・由緒・伝承の特徴を探ることはできない。そこで以下、「御朱印・判物」「その他」を除く項目に注目し、郡ごとにその特徴をみてみたい。

足柄上郡・足柄下郡 この地域は小田原合戦に関わる項目が多い。この点は福原高峰も意識しており、凡例に「天正小田原の役に 大神君、上郡足柄峠を踰させたまひ、下郡今井の御陣営に着御あらせられし、是当国御芳躅の最第一なれば」として、この両郡を巻頭に配置している。すなわち、両郡は家康と相模国の最初の接点たる小田原合戦の由緒地として認識されていたといえる。

洵綾郡 家康事跡・由緒・伝承は少なく、大磯宿に所在した御茶屋跡と、朝鮮出兵時に名護屋城で御目見したという二宮明神社神主が紹介されるのみである。

大住郡 放鷹と中原御殿に関わる項目が多い。家康は中原村に造営された中原御殿にしばしば宿泊して放鷹をおこない、あわせて民情視察や引見をおこなった⁹⁾。後述のように地域にとって放鷹と中原御殿は密接に結び付いたものとして認識されていた。すなわち、大住郡は中原御殿を拠点とした相模国における家康の放鷹の中心地としての由緒をもつ地域と認識されていたと考えられる。

愛甲郡 地域を特色付ける項目の偏りはみられない。ただ、この地域にしかみられず、最も記事数の多い項目は御茶炭である。これは家康の茶事に使用する炭の献上と、それにとりもなう諸役免除に関する記事である。

表 1.『相中留恩記略』内容分類

郡	分類項目	数	郡	分類項目	数
足柄上郡	小田原合戦	3	高座郡	藤沢御殿	2
	放鷹	2		放鷹	1
	大坂陣	1		中原御殿・神柩	1
足柄下郡	小田原合戦	12		神柩	1
	小田原合戦後巡見	2		腰掛け	1
	大坂陣	1		御朱印・判物	6
	参詣	1		その他	2
	御朱印・判物	2	鎌倉郡	小田原合戦・中原御殿	1
	その他	10		小田原合戦・放鷹	1
洵綾郡	朝鮮出兵	1		小田原合戦・放鷹・藤沢御殿	1
	御茶屋	1		小田原合戦後巡見・放鷹	1
	御朱印・判物	8		大坂陣	1
大住郡	小田原合戦	1		中原御殿・放鷹	1
	関東入国	1		藤沢御殿	1
	関東入国・放鷹	1		藤沢御殿・放鷹	1
	中原御殿	3		放鷹	3
	放鷹	7		御茶屋	1
	放鷹・神柩	2		拝謁	1
	腰掛け	1		通御	4
	御朱印・判物	54		腰掛け	1
	その他	1		参詣・遊覧・立寄り	19
愛甲郡	小田原合戦	1		寺社再建	1
	小田原合戦後巡見	1		御朱印・判物	17
	御炭山	3		その他	16
	中原御殿	1	三浦郡	御朱印・判物	35
	放鷹	1		その他	2
	御朱印・判物	28	金沢	参詣・遊覧・立寄り	6
	その他	2		その他	2
津久井県	中原御殿	1	※相中留恩記略刊行会編『相中留恩記略全』（有隣堂、1967年）による。 ※「御朱印・判物」欄の数字は、朱印状や判物が紹介された寺社項目のうち、家康の由緒・伝承の記載がないものの項目数である。		
	御朱印・判物	1			
	その他	1			

次に小田原合戦に関する二項目がある。合戦時に家康から賜った制札を所持する三増村彦左衛門の記事と、合戦後、家康が三増合戦場（永禄一二年（二五九六）に武田氏と北条氏の間でおこなわれた合戦の場所）を上覧し、植林を命じたことの記事である。さらに中原御殿と放鷹項目の記事が各一件ある。中原御殿の項目は上荻野村の松石寺の記事で、中原御殿で家康から寺号を賜ったという内容である。また、放鷹の項目は厚木村の孫右衛門宅に中原御殿から放鷹にきた家康が立寄り、御茶臼を下賜したという内容である。放鷹の記事において中原御殿がみられることに留意したい。

津久井県 家康との関わりを具体的に記述した記事は中原御殿に関わる項目の一件だけである。これは、今川旧臣の子であった先祖が中原御殿で家康と面会したという牧野村名主五郎助の記事である。

高座郡 藤沢宿にあった藤沢御殿と、徳川家康の柩の日光改葬時の休輿地に関する神柩の項目が各二件ある。神柩項目のうち座間宿村宗仲寺の記事には、家康が中原御殿御成りの際に度々この寺へ立寄り、法談したと記されている。

鎌倉郡 参詣・立寄り・遊覧項目の記事が圧倒的に多い。これは慶長五年（二六〇〇）に家康が上杉征伐の戦勝祈願で鎌倉を訪れた際に参詣・遊覧した寺社などの記事である。通御項目の記事も五件中四件がこの時に家康が訪れた名所などである。これらの記事が多いのは古刹や名所が鎌倉周辺に多いためといえる。次いで多いのが、放鷹に関わる記事である。これは小田原合戦時における玉縄付近での放鷹や、藤沢御殿・中原御殿滞在時における放鷹の記事で、放鷹の際に寺へ立寄ったと記述するものである。鎌倉郡は大住郡に次いで家康放鷹の地と認識されていた。なお、中原御殿の項目は莊嚴院の住僧賢融が中原御殿において家康に歴史書を読み上げたとする記事である。また、小田原合戦に関する記事も多い。これは徳川家康の玉縄城攻撃や合戦後における家康の巡見に関する記事で、「名主左平太」として福原家の記事も含まれている。福原家の先祖は、小田原北条氏の家臣で玉縄衆の間宮康俊に仕え、『新編相模国風土記稿』（以下、『風土記』と略）編纂主任の間宮士信はその弟綱信の子孫であった。福原高峰は里見氏と北条氏との戦いにおける玉縄城兵の活躍と戦死を記念した「玉縄首塚碑」を発起人の一人として建立するが、その碑文を間宮士信に書いてもらっていた。『風土記』編纂過程

で確認された間宮・福原両家の歴史的結びつきから撰文を間宮に依頼したのである。なお、『風土記』には「旧家」として福原家の由緒が記されている。また、小田原北条氏滅亡後、家康が玉縄周辺を巡見した折には福原重種が案内役を勤め、その子久治は大坂冬の陣で玉縄城主松平正綱に従ったといい、このことは『風土記』にも『留恩記』にも記されている。福原高峰には旧家としての自家に対する誇りと、その家を存続させてきた地域に対する深い愛着があった。『留恩記』編纂もかかる意識の延長線上にあり、家康の「留恩の遺燭」をたどることで自家の由緒を確認する作業であったと考えられている。してみれば、福原高峰にとって、鎌倉郡は何よりも自家と家康を取り巻く由緒地として認識されていたといえよう。

三浦郡 記事は全三七件で少なくはないが、家康に関わる具体的な事跡や由緒を記す記事はない。家康由緒地としては特に認識されていなかったと思われる。

金沢 相模国ではないが、鎌倉との関係の深さから記載されている。記事も鎌倉郡と同じく慶長五年の戦勝祈願時の参詣・遊覧・立寄りである。

以上、『留恩記』から相模国における家康の事跡・由緒・伝承を概観した。その特徴として、鎌倉郡における慶長五年の参詣・遊覧に関する事跡を別にすれば、相模国における由緒は大別して小田原合戦と放鷹に関わるものが多いといえよう。これは相模国が家康の江戸打ち入りの端緒となった地、放鷹を親しんだ地であることを反映していると思われる。そのため、小田原合戦の由緒は足柄上郡・足柄下郡に濃厚で、放鷹の地としての由緒は大住郡を中心に相模平野に広がっているという偏差もみられる。もとより『留恩記』編纂者の福原高峰を通しての認識だが、概観的な地域の特徴把握としては妥当性があると考ええる。

2 中原御殿周辺地域の家康由緒

さて、相模国の家康事跡・由緒・伝承のうち放鷹に関わる由緒が最も濃厚な地域が大住郡である。そしてその放鷹の拠点は中原御殿であり、中原御殿は放鷹と相俟って他郡の家康由緒にも度々あらわれる。その意味で中原御殿は相模国における家康由緒の中心地ともいえる。

そこで次に、中原御殿周辺地域、具体的には中原御殿跡が所在する現平

塚市域における家康に関する由緒・伝承をみてみたい。平塚市域にはいつの事か不明なものも含めて、管見の限りで表2の由緒・伝承が伝えられている。ここから、いくつかの特色を探ってみよう。

まず、語られる由緒・伝承の発生時期であるが、年紀が示されるもので最も早いのがNo.2の阿弥陀寺とNo.23の片岡村雷電社（片岡神社）神主宮川家の由緒で、江戸打ち入り時、すなわち天正一八年（一五九〇）七月である。阿弥陀寺の由緒は『留恩記』に紹介され、史料上これが初見である。宮川家の由緒は作成年不詳の同家の由緒書に記されているが、天保五年の「神社取調書上帳」には、東照宮が宮川家邸内の家康の床机の跡に建てられていた旨が記されている。阿弥陀寺・宮川家の両由緒ともに天正一十九年一月付の寺社領朱印状下賜の由来を説くものである。なお、No.18の真芳寺の由緒も朱印状の由来を説くものである。その史料上の初見は慶長四年（一八六八）六月の「相州大住郡大神村真芳寺由緒之事」で、家康が天正一十九年一月に境内の平松の下で寺領寄進を指示したので、里民は同寺領を「御杖先 御朱印」と呼んでいるとしている。

その次に古い年代を語る由緒は、No.8中原御殿造営とNo.22金目川大堤普請の由緒で慶長一四年（一六〇九）である。実際の中原御殿造営は慶長元年で、御殿造営とセットで実施された大堤普請も同年と考えられるが、『留恩記』『風土記』および享保二〇年作成の「金目川堤前々々御入用御普請之覚」では慶長一四年と記している。

その次に古い年代の由緒は、大坂冬の陣からの凱旋の途次とされる慶長一十九年十一月の四之宮逆さ船の由緒である。これは明治一四年（一八八二）二月の「渡船由来歴并逆舟原由村民申伝之儘書付ヲ以奉申上候」に記されている。

このほか、『留恩記』『風土記』において、他史料を参照して家康と関わった日付が考察される記事があるが、自ら特定の時期を主張する由緒・伝承はない。すなわち江戸打ち入りから大坂冬の陣までの期間が当地域の由緒・伝承が語る家康との関係発生時期といえる。

次に、家康と関わった状況に注目すると、放鷹に係するものが最も多い（No.2・10・11・12・16・17・19・20・23）。これらには中原御殿からの放鷹

とされるものが多く、前節でみた大住郡の家康由緒・伝承の地域性がうかがえる。また、放鷹中の事故に関する由緒もあり（No.12・17・20・23）、No.17・23は逃げた鷹の帰還が朱印地寄進の契機とされている。No.17の下嶋村八幡神社の由緒は『留恩記』で紹介されているが、宝暦六年（一七五六）に鑄造された鐘にその由緒が記されている。なお、No.17の下嶋村八幡神社神主の高梨家とNo.23の宮川家はともに吉田家配下の神職であり、高梨家には宮川家に関する史料も所在する。両者の類似した由緒には相互の関係性が想定される。

また、No.4・13・21のように、家康に従って三河・駿河から土着したと伝える家もあるが、そのうち二家No.4・13の笹尾家・磯部家は先祖は鷹匠であつたとも伝えられている。

二 家康由緒の意味・効用

前章で現平塚市域における家康由緒・伝承の概要をみたが、次にこれらのうち古文書が残され、地域の人々にとっての意味や効用がみやすいものについてみてみたい。

1 金目川堤防の御普請と治水

金目川は秦野市蓑毛の春嶽山を源流に平塚市西部を流れ、河口付近で花水川と名を変え、平塚市唐ヶ原で相模湾に注ぐ延長約二kmの河川である。流域は豊かな水田地帯が広がり、金目川は現在においてもその生産を支える重要な用水源である。しかし、近世には一〇年に一度の割合で洪水の記録が残る「荒川」でもあつた。金目川流域、特に沿岸村々においては用水を得つつ、いかに治水を図るかが生産・生活上の死活問題であつた。なお、流域の支配は近世前期にはほとんどが幕領であつたが、元禄の地方直しを経て多くが旗本領・大名領が微細に入り組む相給地帯となる。

さて、近世金目川における治水の発端は、徳川家康の功績として語られる。その史料上の初見は「金目川堤前々々御入用御普請之覚」である。宛名・年紀を欠き案文と思われるが、内容から享保二〇年（一七三五）の作成と判断される。これによると家康との関係は以下の通りである。慶長一三年

No.	事項	村	概要	出典
15	箸立森	四之宮村	家康が弁当に使った箸を地にさすと芽が出て杉になった。	大野誌
16	鷹匠橋	打間木村 新土村	家康が放鷹の際、鷹匠が渡ったとか鷹狩りの通り道だったといわれている。	大野誌/民俗2
17	八幡神社	下島村	家康が放鷹の時、鷹がそれで神木にとまったのを、当社に祈願したら鷹が忽ち御拳の上に飛来した。喜んだ家康は社領を寄進した。その旨が鐘銘に記されている。	留恩記/風土記
18	真芳寺	大神村	天正19年11月、家康が休息の際、境内の平松に腰かけて御朱印10石を下された。御朱印は「御杖先御朱印」と言い伝えられている。	真芳寺文書寺宝古記録の部No10
19	駒返橋	田村	家康が中原御殿からこの地に鷹狩りに来た時、道が悪かったので村民が自宅の畳・筵を道に敷いて通らせようとした。これを見た家康は民の煩いになると思い、この橋から馬を返して中原に帰った。	留恩記/風土記
20	鷹落橋	田村	家康が田村に鷹狩りに来た折、獲物を追っていた鷹が羽を損じてこの橋に落ちたという。	留恩記/風土記
21	六兵衛土手	横内村	三河出身で家康の供をしていた平井作右衛門が国元に帰る時、横内村に住む三河出身の僧法春を尋ね、法春に勧められ同村の百姓になった。その後領主榊原氏が横内村に作右衛門が住んでいることを家康に言上すると、家康は作右衛門の望みを尋ねた。作右衛門は大神村境に堤を築くことを願い、許された。六兵衛は玉川の樋口に住んでいた人の名前。	平井家文書
22	金目川大堤	南金目村	徳川家康が清雲寺で休んでいる時、金目川の洪水で民家が被害を受けたと聞いた。百姓を憐れんだ家康は、翌慶長14年、中原御殿造営とともに、大堤の普請を命じた。「御所様堤」とも呼ばれる。	留恩記/風土記/慶長以来金目川修覆事歴書上巻 ^{*5}
23	宮川家	片岡村	関東入国時、道案内した宮川丹後の屋敷に家康が止宿したが、その折、鷹が逃げてしまった。丹後が知恵を働かせて鷹を帰らせると、家康は喜び、褒美として雷電社（片岡神社）領2石を寄進した。また、この時茶碗を下賜された。家康の床机の跡に東照宮祠を建てたが、文化7年に片岡神社へ遷した。	留恩記/風土記/宮川家文書

※出典…留恩記：『相中留恩記略』/風土記：『新編相模国風土記稿』/八王子社考：高瀬慎吾『東海道平塚宿鎮座小社八王子社考』平塚郷土文庫、1938年/民俗2：平塚市史編さん課編『平塚市民俗調査報告書2―豊田・岡崎―』1982年/民俗7：平塚市博物館編『平塚市民俗調査報告書7―平塚（旧市域）―』1988年/わがやのふるさと：わがやのふるさと：中戸川格『わがやのふるさと』1971年/大野誌：大野誌編集委員会『大野誌』平塚市教育委員会、1958年/家伝：筆者が聞き取った各家で伝えられている言い伝え。

※註…*1『平塚市史4 資料編近世（3）』No254/*2『平塚市史2 資料編近世（1）』No56/*3『大野誌』所収/*4『大野誌』所収/*5『平塚市史4 資料編近世（3）』No48

表 2. 家康関連史跡・由緒・伝承

No.	事項	村	概要	出典
1	八王子権現社	平塚宿	東照宮所在。平塚宿笹尾家が勧請した。放鷹旧跡か神 柩の小休地か。安永7年の東照宮神号の札安置。	留恩記/風土記/八王 子社考
2	阿弥陀寺	平塚宿	天正18年、関東入国時に阿弥陀寺で昼膳を食し、翌 年朱印状下賜。慶長期、中原御殿からの放鷹時、当寺 で茶を飲み、茶器下賜。	留恩記/風土記
3	枅水家	平塚宿	家康においしい水をさしあげて「枅水」の苗字を許さ れた。	民俗7
4	笹尾家と「出世 汁」「遺徳汁」	平塚宿	三河または駿河から家康に従ってきた鷹匠の一人、笹 尾隼人正成の子孫。平塚宿で旅籠屋を営む。家康が出 世した祝汁として、4月17日に「遺徳汁」「出世汁」 を作る慣習。	八王子社考/家伝
5	徳川伝説	平塚宿	家康が子どもを集めておにぎりを施した。「徳川さん は、やっぱりそういう面では庶民を大事にした」	民俗7
6	八幡宮	平塚新宿	東照宮所在。御神体幣束。	風土記
7	蓮光寺	馬入村	東照宮所在。由緒不詳。家康が中原御殿から相模川辺 に出御し雨のため還御したことがあった。	留恩記/風土記
8	中原御殿	中原宿	慶長元年または慶長14年に造営。家康の宿所。明暦 3年廃止。御殿跡は元禄10年に御林となり、のち東 照宮が勧請される。中原御殿造営にあたり、豊田本郷 から小川家・佐藤家が移住し中原宿を開発。両家は中 郡触頭役・御林守を勤める。	留恩記/風土記/中原 御宮記*1/中原宿諸事 明細覚書*2/慶長以来 金目川修葺事歴書上 覚*6/小川家由緒書/ 御林之内宮地坪間数 松木改帳*3
9	成瀬酢	中原宿	中原代官成瀬氏が家康に献上。佐藤金右衛門醸造。以 後、献上に付随して人馬役免除。享保8年献上停止。	留恩記/風土記/中原 宿諸事明細覚書
10	清雲寺	豊田本郷村	家康が放鷹の際に立寄り、寺内の井水で茶を飲み、茶 器を下賜。通称「御茶屋寺」。	留恩記/風土記
11	中戸川家	豊田本郷村	家康の清雲寺に逗留中に近侍した。玉川の鮎を献上し たところ美味を賞され、田畑屋敷地・葵紋章を下賜さ れた。	わがやのふるさと
12	笹尾家	南原村	家康が放鷹に来た際、「根下の橋」が崩れ、家康の機 嫌を損ねた。この件で名主笹尾彦右衛門を詮議してい る時、畑にいたまだらの鷹が何事もなく御拳にとまっ たことで家康の機嫌が直り、赦免された。これは彦右 衛門が心中に大山不動を観念していたことによる。	笹尾氏系譜*4
13	磯部家	南原村	家祖は駿河から従ってきた鷹匠の一人。	家伝
14	四之宮逆さ船	四之宮村	慶長19年11月、大坂の陣からの帰途、四之宮の渡を 渡る際に家康が艫の方へ座ったため、村民は舳先の方 から棹さして着岸した。畏怖してのこととその理由を 聞いた家康は喜悅し、以後、逆船で渡すように言った。	平川光勇家文書No. 253

(二六〇八)の洪水で家康の放鷹の休息所であった豊田村清雲寺が被害を受けたため、翌年中原御殿を造営した。一方、この洪水で被害にあった村々の百姓を不憫に思った家康は、中原御殿造営と同年に大堤そのほか金目川通りの堤防の普請を命じた。そのため大堤のことを「御所様御入国以来之堤」と呼ぶ。

ここでは中原御殿造営とセットで金目川の堤防が整備されたと主張されている。中原御殿は慶長元年の造営と考えられており、御殿造営とセット事業で実施された大堤普請も実際には慶長元年と考えられる。

家康が御殿造営とあわせて金目川堤防普請を指示したことは事実としてありうろと思われるが、ここでは享保二〇年という時期に、本史料が作成され、家康の由緒が語られたことに注目したい。「金目川堤前々方御入用御普請之覚」の内容は、家康による堤防普請を冒頭に、金目川の普請履歴を書上げたものである。ただ、表題にあるようにそれは「御普請」の履歴であった。金目川の堤防は幕府の費用による「御普請」で修復されており、本史料では享保七年までの「御普請」が書き上げられ、「慶長年中より以来、御入用を以、御普請被為 仰付被下置候訳、少茂相違無御座候」と締めくくられている。すなわち、本史料は金目川が「御普請所」であり続けてきたことを家康由緒を起源に主張するものといえる。では、なぜこの時期にかかる史料が作成されたのか。その経緯を具体的に知る史料は残されていないが、享保一七・一八年、幕府は普請経費削減のため、御普請所と自普請所を明確化すべく、代官に各地の普請の先例調査を申し渡している。²³つまり、本史料はこの先例調査の一環として、幕府に金目川の堤防が御普請所であることを説明し、今後も御普請所であるべきとの主張を含意して作成されたものと考えられる。そこで、その主張を補強するため、御普請所の起源として家康由緒を語ったと思われる地域にとって家康由緒は治水の要である堤防維持のため、御普請所継続を主張するツールとしての効用があったといえよう。

ただ、結果として金目川堤防は享保期を境に御普請所ではなくなる。この時の家康由緒は通用しなかったことになるが、それ以後、金目川堤防の家康由緒が語られなくなったわけではない。

御普請停止後、金目川の堤防は村々による自普請となった。金目川堤防の

修復・普請は、貞享元年(一六八四)に成立した二八ヶ村組合で人足を出し合って実施されていた。構成村は金目川から取水する村々で、利水の権利と治水の義務が一体化した組合である。しかし、御普請が停止されたことで洪水被害を直接受けられない村々では堤防普請の負担を忌避するようになった。そうしたなか、寛政五年(一七九二)三月、二八ヶ村組合のうち入野村が、ほか二七ヶ村を相手取った争論により、「金目川堤之儀小破之節ハ銘々村限ニ而致修復、切所等有之候ハ、組合式拾八ヶ村相互ニ助合普請可致」とする幕府裁許が下った。²⁴争論の詳細は不明だが、二八ヶ村組合の枠組みを前提に、入野村が同村付の堤防普請に協力しない二七ヶ村を訴えた争論と考えられる。この裁許で二八ヶ村組合の枠組みが再確認された。しかし、この裁許の「助合普請」という文言に不安を抱いた北金目村は同年、幕府への伺書を作成した。²⁵北金目村が堤元である大堤については「助合普請」ではなく「組合普請」として人足動員を触れ出してよいかどうかの内容である。「助合普請」と「組合普請」の具体的な相違は不明だが、おそらく前者は堤元の村が主体となり、組合村々は負担の一部を相談・任意で助成する普請で、後者は組合村々が高割で平等に負担を割り合い、必要数の人足を動員できる普請と思われる。北金目村の主張は大堤の普請だけは例外的に「組合普請」であるべきだというもので、その理由として大堤の規模・被害の影響の大きさが挙げられている。ただ、「大堤御普請被成下、一統相助、夫より大堤三百拾八間之儀、乍恐御所様御入国已来堤と申伝」と、「金目川堤前々方御入用御普請之覚」と同じ家康由緒を冒頭に配置し、かつては御普請所で二八ヶ村組合より高割で人足を出し合ってきたと語っている。二八ヶ村組合は家康の時代にはなかった組織だが、組合で普請すべき重要な堤防としての意味づけの一つとして家康由緒が持ち出されている。享保期には御普請所であることの主張に使用された家康由緒が、ここでは「組合普請」要求のために使用されている。

また、御普請が停止されたからといって金目川堤防の御普請所化願望が地域から消えたわけではない。文化五年(一八〇八)九月、北金目村は貞享三年(一六八六)に作成された川幅改定絵図の修復を勘定奉行に願い出た。²⁶その際、「金目川御普請年歴書老通・目録見帳式冊」も同時に提出し

ていた。十一月、修復された絵図が下げ渡されたが、その際、「尤自普請所ニ御座候上ハ此度願之通、御絵図面御修覆被成下候とも、以来心得違仕間敷旨」を仰せ渡され、北金目村はその旨を承知した請書を提出した。北金目村は修復願に併せて「御普請年歴書」などを「証拠書物」として提出したが、これには金目川の堤防が御普請所であったことを奉行所に認識させ、御普請所化をはかる意図があったと思われる。しかし、奉行所ではこれを契機に村が堤防の御普請所化を要求し出すことを警戒し、「自普請所」である旨を確認させたのであろう。この背景には文化三年四月に幕府が出した「御普請所証拠書物に付御達書之事」²⁷があったと思われる。それは御普請所か否かを精査する基準を定め、それ以外の普請所はすべて自普請所とするものであった。「証拠書物」として提出された「御普請年歴書」は残されていないが、表題から「金目川堤前々々御入用御普請之覚」と同様のもので、そこには当然、家康由緒が記されていたと考えられよう。これも結果として村側の思惑通りにはならなかったが、地域には機会があれば金目川堤防を御普請所化させよとの願望があり、そのためにも家康由緒は語り続けられたと考えられる。

なお、『留恩記』には「金目川大堤」が立項され、「御下知ありて、此堤を嚴重に御普請仰付られしより、御仁徳を仰ぎ奉りて御所様堤と唱ふ」と家康由緒が紹介されている。そして「此時の御例により、御役人御見分にて、御料・私領とも御入用をたまひ、又は御手伝等にて御普請なし給ふ所となれり」と記し、家康由緒が御普請所の根拠として語られている。『留恩記』編纂当時、金目川は御普請所ではなく、「金目川堤前々々御入用御普請之覚」でもこれほど直接的に家康由緒を御普請所の根拠として語ってはいない。しかし、家康由緒が御普請所たる理由として端的に語られているところに、家康への恩頼感とともに家康由緒の望むべき効用が表現されているといえよう。もとより編者福原高峰の認識ではあるが、「御所様堤」と呼んできた地域においても共有しうる認識・期待であったと考えられる。なお、『風土記』の大堤の項には家康による普請の旨は記すが、「御普請」について記載はない。ここに民間地誌と幕府の地誌との性格の差異がみられよう。

2 六兵衛土手と平井家東照宮

金目川堤防と同様、治水に関わる家康由緒に横内村（平塚市）に所在する六兵衛土手の由緒がある。六兵衛土手とは大神村と横内村・田村の境に沿って東西に伸びる控え土手で、玉川の洪水から横内村・田村を守る役割があった。平塚市横内の平井家にはこの六兵衛土手の発祥を語る年不詳の古文書が残されている²⁸。それによれば、三河出身で「家康公様御供」をしていた平井作右衛門が、八王子で暇をもらい帰国の途中、横内村で三河出身の僧法春から同村の百姓になるよう勧められ土着した。その後、田村を領した榊原氏が作右衛門の所在を家康に言上したところ、家康は作右衛門に何か望みはないか榊原氏を通して尋ねた。作右衛門は「私屋敷を居上二大神村境道江堰^{電力}御願申上」²⁹げたところ、「家康公様 御褒二而榊原様江被仰付出来仕候堤」と伝えられているという。また、これにともない「家康公様を権現ト奉拝シ候社頭作右衛門地内」に建て、榊原氏の「御縄御入」の際、「此堤通り式間ツ、御縄除」になったという。なお、六兵衛土手の名称は玉川の樋口に住んだ人の名前から付けられたという。

六兵衛土手ができる前、横内村は洪水に悩まされていた。しかし、六兵衛土手ができてからは逆に上流の大神村・小稲葉村が海のようになり、六兵衛土手をめぐって大神村・横内村の間ではしばしば諍いが発生したという。また、現在、平井家の東照宮は横内の同家所有地に祀られているが、以前は六兵衛土手の上に祀られていたという²⁹。土手上への東照宮建立には水害をめぐる対立から土手破壊の実力行使を牽制する意味があったのかもしれない。六兵衛土手に関わる家康由緒と東照宮は、横内村にとって水害から村を守る意味をもって語られ、祀られてきたと思われる。

現在、六兵衛土手の治水の役割は失われているが、毎年四月一七日には平井家をヤドにして東照宮の祭が執行されている。祭には自治会・生産組合の役員、水利土木役員が参加しており、水害から村を守った土手・家康という恩頼感は地域に継承されている。

3 中原御殿と中原御林

慶長元年（一五九六）の中原御殿造営は代官頭伊奈忠次の指揮でおこなわれたが、現地で実務にあたったのは豊田本郷村に住んでいた北条旧臣の

小川庄左衛門と佐藤郷右衛門であった。³⁰ 彼らは御殿造営にともない豊田本郷村民の一部とともに中原へ移住し、中原の開墾・屋敷割り・町並みの整備をおこなった。そのため中原宿は「豊田新宿」とも呼ばれた。一方、御殿造営当時、御殿は東海道や海から見透かされる状態にあった。そこで慶長六年、小川らの献策により御殿周囲に松が植樹され、中原御林が形成された。その規模は元禄一〇年（一六九七）には一六ヶ所、反別一二六町余に及んだ。中原御殿造営・中原御林造成により、小川・佐藤両名は御殿地前の両角に屋敷地を与えられた。また、中郡六万石余私領触口役と御林守に任じられ、役料として小川家に屋敷野畑とも一五石七斗余、佐藤家に同四石一斗余を除地とする恩典が与えられ、苗字帯刀が許された。ただ、寛文九年（一六六九）には検地により小川・佐藤両名の除地が高請地とされ（年貢納入は免除）、元

禄一〇年には中郡触口役を免ぜられ、年貢免除の特権を失った。御林守については享保八年（一七二三）には御林奉行支配下に入り、給金をもらいつつ勤めたが、困窮が募ったことから再三にわたり扶持米下付を求め、享保一九年から、兩名へ金五兩つと扶持米二人扶持が支給された。さらに経緯は不明だが、寛政六年（一七九四）には小川・佐藤両家に御林守の退役が申し渡され、以後、御林守は御林付村々の推薦と代官の調査を経て勘定奉行が任命するようになった。小川・佐藤両家の役職・特権は次第に縮小されていったのだが、小川家ではその度に回復をはかるべく御殿造営・御林造成の由緒書を提出していた。³¹

一方、中原御林の造成により、御林は水源涵養林ともなり、周辺村に耕地拡大の恩恵をもたらした。また、中原宿を含む御林付八ヶ村では、松苗植付など御林の管理の代償として落葉・下草の利用の特権が認められた。

中原御殿・中原御林の由緒は、小川・佐藤両家により両家の地位や特権と結びついて語られていた。しかし、両家の特権は段階的に失われていった。一方、中原宿を含む中原御林付八ヶ村では、中原御林造成により耕地拡大の恩恵を受けるとともに、落葉・下草利用の特権も許されていた。中野光浩はかかる特権が、御殿跡地に東照宮を建立し祭祀を続けた中原宿の東照宮信仰の背景になっていると指摘している。³² 天保一四年（一八四三）九月作成の中原御殿の由緒書『中原御宮記』³³では、家康が中原御殿に逗留した履歴や中原

宿民が東照宮祭祀を継続してきたことが時の宿役人らの名前とともに記されるが、小川・佐藤両家に関する記述はない。『中原御宮記』は福原高峰が発起し、幕府奥儒者の成島司直が清書したものであるが、その記述は中原宿の東照宮信仰・中原御殿の由緒が、小川家ら草分けの独占物ではなく、宿民のものになっていたことを反映しているといえよう。

4 御酢献上と助郷役免除

中原宿は將軍家「御膳御酢」として「成瀬酢」と呼ばれる酢を献上していた。その発端は、中原代官成瀬重治が中原御殿門前に住居する酢屋佐藤金右衛門が醸造する酢を御殿逗留中の家康に献上したこととされる。また、江戸城へ献上する酢を送る道となったことから、中原街道は「御酢海道」とも呼ばれたという。³⁴

中原宿はこの御酢献上により助郷役免除の特権を有していた。しかし、享保八年（一七二三）に御酢献上が廃止されたことで享保一二年より助郷役を勤めることになった。³⁵ 京都から酢の製法に詳しい者と呼んで作ったところ、田舎風の味を好んだ將軍家の意に添わず献上廃止となったといわれる。³⁶

献上廃止の詳細な理由や経緯は定かではないが、御酢献上とその発端となる家康への献上の由緒は、中原宿にとって助郷役免除のメリットをもたらす意味があった。

5 片岡村宮川家と葵紋付茶碗

片岡村の宮川家には天正一八年（一五九〇）七月の徳川家康の関東入国時に道案内を勤めて自邸に家康を宿泊させ、逃げた鷹を一計を案じて取り戻したことから宮川家が神主を勤める雷電社に朱印地二石を賜ったとの由緒が伝えられている（先述）。また、その際に家康から拝領したと伝えられる葵紋付茶碗も遺されている。この茶碗は『風土記』『留恩記』にも同家所蔵品として記載されるが、普段は分家宅で保存され、『風土記』編纂の調査時は、本家宮川丹後家の要請により分家憲次郎家が丹後家に持参して取調役人に見せていた。憲次郎家が丹後家に提出した天保五年一〇月の「取替証文之事」³⁷によれば、その経緯は次の通りである。

宮川家の先祖丹波守家嗣は「嫡女」に婿養子をとらせて家督を相続させ

三 家康像と地域

前章でみた家康由緒・伝承は近世文書も残され、地域や家にとつての意味・効用がみやすいものといえる。しかし、これ以外にも平塚市域には関係する古文書類がなく口承のみで伝えられる家康伝承や史跡もある。それらも含めて家康由緒・伝承にはいかなる意味・特徴があるのか、表2から改めて考えてみたい。

表2から家康由緒・伝承の特徴をみると、ある家・寺社と家康との特定の関係を述べるものが多い(No.1・2・3・4・6・7・8・10・11・13・15・17・18・21・23)。これらのうち家の多くは村役人や地主など村落上層の家の伝承である。史実か否かに関わらず、また由緒による目にみえる特権をとまなわなくとも、これらは地域における家格・寺社格の要素になっていたと思われる、語られる意味はあったといえる。

次の特徴として家康の仁徳や家康への恩顧感が示されることがあげられる(No.4・5・19・21・22)。No.21・22は洪水の多い当地域で治水に貢献してくれた家康への恩顧感を示すものである(先述)。No.4は家康と平塚宿笹尾家の関係を述べる伝承であるが、家康の命日に同家で作られる汁は家康の徳を偲んで食べる「遺徳汁」とも呼ばれ、家康への恩顧感を示す伝承といえる。No.19は民の苦労を思う家康像を語るもので『風土記』『留恩記』にも記されている。また、No.16は高僧や貴人の靈威を示す箸立て伝説と呼ばれる類の伝承で、恩顧感・仁徳を示すものではないが、家康の靈威を示し、畏敬の念を表すものではある。これらが語られる意味はいかなるものか。

ところで、『中原御宮記』も家康の仁徳や彼への恩顧感を示すものである。すなわち、戦国時代は「人倫の道地におち、五常の教世にたへて、おのか志二国をあらそひ、邑をむさほり、攻たゝかふをのミこととし」ていた。しかし、家康は「人を殺すことをたしまさる王者の軍」であるため、「龍のこつく怒り、虎のこつくたけりし国々の守とも、あるハしたかひ、あるハほろひて、終にかく天下御恵の風になひかざる草木もなく」なった。そして「耕す民ハ畦を譲り、関守も戸さしせず、古の聖代に恥ぬ世」とな

ていた。しかし、丹波守は長命であつたため、末子の男子が成長し、相談のうえ婿養子夫婦を「扣分家」とし、末子の男子に家督を相続させることにした。この「扣分家」が憲次郎家であり、一度家督を相続した「証拠」として「御紋附御茶碗壺ツ井鎗壺筋・鎧壺両」を憲次郎家が預かることになった。以後、憲次郎家は「子孫永々扣分家」として本家に「家督相続人無御座候節ハ私方方可被出」と定められ、実際に憲次郎家から本家相続人を出したこともあった。以上の経緯を述べたうえで「御朱印守護扣分家為証拠先祖御預り申置候間、大切ニ所持可仕様、子孫永々可申伝候」と誓約している。なお、本証文は「古書付虫喰不分明ニ付相改め取替仕」とあり、同様の証文が以前からあり、その虫損により再作成したとされる。しかし、本証文は「今般 御公儀様地誌御用御取調御出役有之、御尋御座候ニ付」「御茶碗其御許江差出御覧ニ奉入候処、御書留ニ相成」と書き出し、「後年ニ至り 御公儀様方御尋御座候節者、子孫永々相互ニ申伝、其御許江 御茶碗差出し御取調御請可奉候」と述べられている。『風土記』編纂にともなう調査で茶碗の価値を再認識したことを契機に作成されたのである。また、宮川両家については「御朱印之儀子孫永々相互ニ吟味合血筋之儀請、偏ニ両家全相続可仕」とされており、分家は「御朱印守護扣分家」と位置付けられている。すなわち、本証文では宮川家を家康から拝領した「御朱印守護」の家と位置付け、その「血筋」を受け伝える両家の相続がうたわれている。そして、その両家の紐帯として葵紋付御茶碗が機能しているのである。宮川家は雷電社神主として文政二年(二八一九)に吉田家配下となり、神職意識や家格意識を高めていたと思われる。³⁹ また、文化七年に自邸に祀っていた東照宮を片岡村鎮守の雷電社へ遷座させるが、中野光浩はこの動向を東照宮の顕在化と指摘した。⁴⁰ 東照宮の顕在化により地域における自家の家格誇示・高揚をはかったと考えられる。こうしたなかでの『風土記』編纂調査は、「御朱印」「御茶碗」を媒介とした家格意識をさらに高揚させることとなり、同時に一族・家相続意識も高め、本証文の作成に至らせたと思われる。その象徴としての意味が家康由緒と結びついた雷電社領と葵紋付茶碗にあったといえよう。

り「たれかこの御恵にもるゝかたあるへき」と家康が開いた太平を称賛する。また、家康の中原御殿逗留の履歴を記し、「その国人等なこりをしたひ奉るあまり、かの御殿の跡の官林の中に御宮をいとなみ」、二〇〇年間祀つてきたとする。このように「国人等まこゝろを忘れずハ」、「国平らかに民やすかれと守らせ為ひ、おのか志ニ家さかへ、子孫も永く御恵に浴し奉るへし」と説く。ここには慈悲深く太平の世を開いた家康像が描かれ、東照宮は民の生活安定、家の隆盛を導いてくれるものとされている。ただ、家康や中原御殿に関わって落葉・下草利用（先述）など地域にとつての具体的な利益は説かれていない。家康の開いた太平の世の恩恵がうたわれ、それへの報恩が説かれているだけである。その意味で地域利害と遊離した抽象的な内容といえる。

『中原御宮記』は福原高峰が発起して天保一四年（一八四三）九月に作成された（先述）。その発端は天保六年に福原が地誌取調出役の内山孝之助・浜中三平に随行して中原宿を訪れ、調査に当たったことであつた。この時、御殿や東照宮について古記録は何もなく、土地の人の聞き伝えのみが書き上げられたという。福原は由緒ある御殿・東照宮がこのような状態にあることを憂慮し、御宮記作成運動を起し、草稿を内山に、清書を奥儒者成島司直に依頼した⁴¹。なお、成島司直は『留恩記』に序文も寄せており、福原とは旧知の間柄である。『中原御宮記』の家康像は「太平の洪恩」をもたらした家康の「留恩の遺燭」を記録する『留恩記』の家康像と同じである。

『中原御宮記』では東照宮を祀ってきた中原宿民が称揚されているが、福原の目から見れば、実際には中原御殿跡と東照宮は地域に十分に認識されている状況とはいえなかつた。福原はこれを憂慮し、『中原御宮記』作成を企図したのである。ただ、中原宿には中原御林を管理する御林守がおり、御林付八ヶ村には御林の下草・落葉利用の特権があり、東照宮信仰の背景の一つとなつていた（先述）。これが福原の憂慮するような状態にありながらも東照宮祭祀が続けられてきた所以であろう。そして、そこに抽象的なながらも『中原御宮記』の説く家康像が受容される素地があつたといえる。これを機に中原宿では東照宮祠が建て替えられ、『中原御宮記』は新築された東照宮祠に奉納されたと考えられている。福原の活動は地域に東照宮の価値を再認識させ、東照宮信仰を活性化させた。そして再認識された家康像は慈悲深く太平

の世を開いた家康像であろう。

椿田有希子は成島司直の天保改革派としての出世の契機となつた上書を分析し、これを將軍家慶が家康はじめ歴代「明君」に比肩する「明君」であることを説き、また、家慶に「明君」たることを求めるものであつたと指摘した。そして、成島、ひいては天保改革派は家慶「明君」言説を補強・確立させて天保改革の理念的支柱に据えようとしたと主張する。さらに、天保改革派が改革を推進すべく、仁政体现者としての家慶「明君」像を民衆にもアピールしていたことを指摘している⁴³。この椿田の指摘を念頭に置けば、成島の福原への協力、『中原御宮記』の執筆には、福原との個人的なよしみにとどまらない意味があると考えられよう。すなわち、成島による『中原御宮記』での慈悲深く太平の世を開いた家康像の強調は、日光社参を挙行し、東照宮の正統後継者たることを示した現將軍家慶「明君」像の民衆アピールに資するものであり、天保改革派のイデオログとしての活動の一環であつたともいえる。

中野光浩は近世後期以降の民衆の東照宮信仰の重要な側面として「太平御国恩」を江戸幕府の創設者である家康に感謝することがあり、支配との結び目に当たる人々が積極的な受容層であつたと指摘する⁴⁴。渡内村名主の福原高峰はかかる層の人物といえるが、彼は自家や自家を成り立たせてきた郷土を家康の「太平の洪恩」と結びつけることで、それらの意味を再定義していった。自ら地誌編纂調査に関わつた福原は、白井哲哉が指摘する幕府地誌編纂の底流にある「徳川の平和」言説を積極的に受容し、その担い手になつたといえる。そして、それは成島ら天保改革派のイデオロギー政策とも呼応するものであつた。彼らにとつて福原のような人物はかかるイデオロギー政策の在地における媒介者といえる。成島らは在地有力者層が家格意識と相俟つてもつ慈悲深い仁政体现者たる東照宮像の利用と増幅をはかる一方、在地有力者層はこれを積極的に受容し、地域に普及することと自家や郷土の意味付けをはかることができた。両者には利害の共有があつた。

また、有力者層以下の者も含む地域社会にもこれらを受容する素地があつた。東照宮由緒が家格・寺社格意識や特権の根拠となつていた家や村

はいうまでもないが、それら特権が失われていたとしても、地域では機会があれば特権回復をはかるべく由緒が伝えられてきた。ことに平塚市域では中原御殿・放鷹とからめて治水を家康の功績とする由緒があり、そこには家康への恩顧感が、治水への努力・御普請所化願望と表裏して存在していた。成島や福原が説く家康像と地域利害がリンクする素地はあったのである。

近世後期、とくに天保期以降、領主層の御救・政治機能の低下、多発する民衆運動を背景に、「公儀離れ」や「仁政イデオロギーの揺らぎ」が指摘されている⁴⁵。幕藩領主支配の正当性理念の一つである仁政理念が解体されるかのような印象をうける時代であるが、解体されるようにみえるからこそ仁政理念―幕府が顧みるべき仁政体現者としての家康像―が希求され、仁政実現（大堤でいえば御普請所化）が望まれたと思われる。大堤を家康由緒ゆえの御普請所と記す『留恩記』の記述は、そうした地域の願望が福原と共鳴して端的に表現されたものと考えられる。そしてそこに民間地誌の官撰地誌との性格の差異の一端がみられよう。また、素朴な恩顧感や曖昧だった家康像が幕府の地誌調査や福原によってより明確な輪郭をもったものとして表現されるようになったとも考えられる。すなわち、地域に残る家康由緒・伝承は、中原御殿と放鷹の史実を基盤に、家格・寺社格意識、由緒にともなう特権を意識した地域の恩顧感、仁政理念の希求がないまぜになって語られていた。かかる家康由緒・伝承は天保期の官民の地誌編纂と幕政改革の動向のなかで、慈悲深く太平の世を開いた家康像との輪郭をもって顕在化し、再認識されるようになったのではないか。ここに直接的な特権をとまわなくても恩顧感をもって家康伝説が語られる背景がある⁴⁶。

おわりに

本稿は相模国・大住郡・平塚市域における徳川家康に関わる由緒・伝承の特徴と紹介を通して、それらの意味の考察を試みたが、素描・試論・問題提起にとどまった。関係史料の調査を含め、さらなる研究が必要である。また、意味をとらえきれなかった伝承も多いが、その追究には文学や民俗学を踏まえたアプローチが必要と思われる、これも今後の課題とせざるをえない。

さらに、天保期に顕在化したと思われる徳川家康由緒・伝承は、近代以降、偉人と郷土を結びつけて顕彰する郷土史や、「ふるさとへの誇りと愛着を育むとともに、歴史を活かしたまちづくり」を目指して平成一三年（二〇〇一）から始められた平塚市の「ふるさと歴史再発見事業」のなかで取り上げられていく⁴⁷。その経緯や語られ方の変容は、現代の当地域における地域観や家康像形成の問題として重要であるが、これも今後の課題である。

註

- (1) 久留島浩「村が『由緒』を語るとき―『村の由緒』についての研究ノート」(久留島浩・吉田伸之編『近世の社会集団 由緒と言説』山川出版社、一九九五年)・大友一雄『日本近世国家の権威と儀礼』吉川弘文館、一九九九年・井上攻『由緒書と近世の村社会』大河書房、二〇〇三年・拙稿「家の由緒・村の由緒」(須田努・深谷克己編『近世人の事典』東京堂出版、二〇一三年)など参照。
- (2) 白井哲哉『日本近世地誌編纂史研究』(思文閣出版、二〇〇四年)。
- (3) 岩橋清美『日本近世の歴史意識と情報空間』(名著出版、二〇一〇年)。
- (4) 近世民間地誌についての研究史の概要と問題については、引野亨輔「江戸時代の地誌編纂と地域意識」『歴史評論』七九〇号、二〇一六年。
- (5) 中野光浩『諸国東照宮の史的研究』(名著刊行会、二〇〇八年)。
- (6) 羽賀祥二『史蹟論―19世紀日本の地域社会と歴史意識―』(名古屋大学出版会、一九九八年)。
- (7) なお、筆者は以前に中原御殿の存在が家康由緒とともに現代平塚市の地域的特質の形成に与えた影響について考察したことがある(拙稿「中原御殿の地域史的意義―平塚市域の地域的特質の形成をめぐる―」『品川歴史館紀要』二六号、二〇一一年)。
- (8) 『相中留恩記略』と福原高峯についての主な先行研究は、関靖「神奈川県郷土史料『相中留恩記略』の発見の由来とその解説」『神奈川文化』創刊号・二号、一九四〇年)・石井光太郎「解説―高峯と雪堤と」『相中留恩記略全校注編』有隣堂、一九六七年)・三浦俊明「東海道藤沢宿の地誌について」『藤沢市史研究』一三号、一九七九年)・石井修「東海道沿いの文化人―藤沢宿及び周辺周辺農村を舞台に」『幕末の農民群像 東海道と江戸湾をめぐる』横浜開港資料館、一九八八年)・羽賀祥二「二つの史蹟―十九世紀前期の地域の歴史」『立命館文学』五二二号、一九九一年、のち前掲註(6)・羽賀著書所収)・田中久和「長谷川雪堤筆『相中留恩記略』における描写の特質について―江戸時代後期における絵画表現の問題―」『美術科学研究』一五号、一九九八年)・菅根幸裕「地誌

としての『相中留恩記略』―『新編相模国風土記稿』との比較を通じて(『神奈川県立歴史博物館総合研究報告 総合研究―地域社会と近世文化』神奈川県立歴史博物館、一九九九年)・斎藤智美『相中留恩記略』の成立と内容の特徴について(『風俗史学』二九号、二〇〇五年)などがある。なお、本稿では相中留恩記略刊行会編『相中留恩記略全』(有隣堂、一九六七年)を検討史料として使用する。

(9) 村上直「相模国中原御殿に関する一考察」(『法政大学文学部紀要』四〇号、一九九五年)。

(10) 前掲註(8) 羽賀論文。

(11) 宮川正嗣家文書No.五六。本文書の写真と釈文は、平塚市博物館春期特別展図録『ひらつかの家康伝説由緒と地域』(平塚市博物館、二〇一六年)に掲載されている。

(12) 宮川正嗣家文書No.四三。本文書の写真と釈文は前掲註(11) 図録に掲載。

(13) 『平塚市史4 資料編近世(3)』No.一三七。

(14) 前掲註(9) 村上論文。

(15) 『平塚市史4 資料編近世(3)』No.四八。

(16) ただし、『風土記』の中原上宿・中原下宿の項(蘆田伊人編集校訂『大日本地誌大系21 新編相模国風土記稿 第三巻』(雄山閣、一九九八年)四八頁)では、中原御殿造営年について慶長元年説と慶長一四年説があることを紹介し「一決し難し」としつつも、「元年と云を得たりとせんか」と慶長元年説に傾いている。なお、『留恩記』『風土記』ともに、その内容から「金目川堤前々々御入用御普請之覚」を典拠にしていると思われる。

(17) ただ、実際には慶長一一年一月は、まだ大坂冬の陣の最中で家康は大坂にいた。

(18) 平川光勇家文書No.二五三(平塚市博物館寄託)。

(19) 神奈川県教育委員会『神奈川県立歴史博物館調査報告書 第14輯(梵鐘号)』(神奈川県立歴史博物館、一九九八年)。

(20) 平塚市史編さん室編『平塚市資料所在目録 豊田・城島・金田・岡崎・金目地区(その1)』一九七八年。

(21) 以下、金目川の治水の実態については、拙稿「近世中規模河川における治水秩序とその変容―相模国金目川を事例に」(平塚市博物館研究報告『自然と文化』三二号、二〇〇九年)による。

(22) 『平塚市史4 資料編近世(3)』No.四八。

(23) 荒井顕道編・瀧川政次郎校訂『牧民金鑑 上巻』(刀江書院、一九六九年)七四一〜七四八頁・大谷貞夫「享保期の治水政策」(『関東近世史研究』一〇号、一九七八年)参照。

(24) 友牛村文書No.2 (平塚市博物館所蔵)。

(25) 柳川正邦家文書No.二七七(平塚市博物館寄託)。

(26) 柳川起久雄家文書No.一三四(平塚市博物館寄託)。

(27) 大蔵省『日本財政経済史料 第九巻』九巻(財政経済学会、一九三三年)五〇頁。

(28) 平井充家文書。本文書の写真と釈文は前掲註(11) 図録に掲載。

(29) 平塚市市史編さん課編『平塚市民俗調査報告書1―神田・城島―』(一九八一年)。

(30) 以下、中原御林の記述は『平塚市史9 通史編 古代・中世・近世』

(31) 『平塚市史2 資料編近世(1)』No.五六。

(32) 前掲註(5) 中野著書。

(33) 『平塚市史4 資料編近世(3)』No.二五四。

(34) 『相中留恩記略全 校注編』四四頁。

(35) 『平塚市史2 資料編近世(1)』No.五六。

(36) 『大日本地誌大系21 新編相模国風土記稿 第三巻』四六頁。

(37) 宮川正嗣家文書No.四一。なお、本文書の写真と釈文は前掲註(11) 図録に掲載。

(38) 明暦二(一六五六)年正月八日、一〇六歳で亡くなったという(『新編相模国風土記稿』)。

(39) 宮川家文書No.三五。

(40) 前掲註(5) 中野著書。

(41) 「中原御殿御宮記」(神奈川県立公文書館架蔵「県史写真製本」安藤十四秋氏所蔵資料15(川崎市中原区) 請求番号 220003941)。

(42) 大野誌編集委員会『大野誌』(平塚市教育委員会、一九五八年)。

(43) 椿田有希子『近世近代移行期の政治文化―徳川將軍のページェント』の歴史的位置(校倉書房、二〇一四年)。

(44) 前掲註(5) 中野著書。

(45) 深谷克己「天保期一揆の政治意識」(百姓一揆研究会編『天保期の人民闘争と社会変革・下』校倉書房、一九八二年)のち「天保期一揆と朝廷勢力」と改題して『深谷克己近世史論集 第三巻 公儀と權威』校倉書房、二〇〇九年に収録)・須田努「幕末の世直し 万人の戦争状態」(吉川弘文館、二〇一〇年)。

(46) 地域が治水やその他事業を家康の功績として称え、恩顧感をもって語ることので得られる政治的な果実の代償として、また、語られる功績の輝きや恩顧感が強いほど、その背後にあったであろう史実や地域の人々の営みが忘却・隠蔽されるおそれがあることには留意すべきである。これについては富士噴火が復旧に関わって創出された「由緒」「偉人」を軸に語られていく一方で、その直前に激甚な被害を出した元禄地震は忘却されていたことを指摘した下重清「元禄地震の掘り起こし―災害史とローカル・ヒストリー―」(『小田原地方史研究』二七号、二〇一四年)が示唆に富む。

(47) ふるさと再歴史発見事業の一環として実施された第一回目の「ふるさと歴史シンポジウム」では「江戸の礎 中原御殿」がテーマとされ、子どもたちの夢メッセージの発表、基調講演、パネルディスカッションが行われた。そしてこれを契機として翌平成一四年(二〇二二)から中原御殿跡が所在する中原町内会では徳川家康の命日である四月一七日の直前の日曜日に東照権現祭を実施するようになった。祭では家康の鷹狩り模した鷹狩り行列も行われ、現在も続いている。徳川家康・中原御殿が再認識され、新たな祭の開催として活性化して。 <http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/rekisi/renaissance.htm>